



平成 25 年 4 月 9 日

各 位

株 式 会 社 U B I C
代 表 取 締 役 社 長 守 本 正 宏
(コード番号：2158 東証マザーズ)
問 合 せ 先： 執 行 役 員 管 理 本 部 長
石 井 静 太 郎
T E L 0 3 - 5 4 6 3 - 6 3 4 4

米国NASDAQ上場承認等を条件とするADR募集及び株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 1 日付「米国 NASDAQ 上場承認等を条件とする ADR（米国預託証券）募集に関するお知らせ」にてお伝えしましたとおり、①米国 NASDAQ（以下「NASDAQ」という。）より当社普通株式を原株とする米国預託証券（以下「本件 ADR」という。）の NASDAQ 上場承認が得られること、②米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）その他の関連諸機関からの承認が得られること、及び③その他の法令又は規則に基づき必要な手続が完了していることを条件として、本件 ADR の本邦外での募集（以下「本件 ADR 募集」という。）を当社取締役会にて決議しております。

当社は、平成 25 年 4 月 9 日開催の取締役会において、同じく上記①から③を条件として、
(ア) 本件 ADR 募集においてオーバーアロットメントの対象となる部分以外に係る本件 ADR が表章する当社普通株式（以下「本件原株式」という。）の発行及び募集（以下「本件原株式募集」という。）

(イ) 本件 ADR 募集においてオーバーアロットメントの対象となる部分に係る本件 ADR が表章する当社普通株式の数を上限とする当社普通株式（以下「本件オーバーアロットメント対象株式」という。）の発行及び募集（以下「本件オーバーアロットメント対象株式募集」という。）

(ウ) 本件 ADR 募集において未定となっていた本件 ADR の発行数（上限）をそれぞれ決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件 ADR 募集においては、本件原株式を原株とする本件 ADR の募集価格の総額を 18,000,000 米ドル、本件オーバーアロットメント対象株式を原株とする本件 ADR のオーバーアロットメント（以下「本件オーバーアロットメント」という。）による本件 ADR の募集価格の総額の上限を 2,700,000 米ドルまでとする資金調達を予定しています（合計

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

20,700,000米ドル。ただし、本件ADRに対する需要状況等の事情により、減額されることがあります。）。なお、本件は、本件ADR、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の具体的な募集数を先に決定するものではなく、本件原株式を原株とする本件ADRの募集価格の総額18,000,000米ドル及び本件オーバーアロットメントの上限額2,700,000米ドルの合計20,700,000米ドルを実際に調達できるよう、本件ADR、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の具体的な募集数が後日決定されることとなります。具体的には、平成25年4月23日（火）から同年4月29日（月）のいずれかの日（以下「発行価格決定日」という。）に決定される本件ADRの募集価格に基づき、本件ADR、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の募集数が決定されることとなります。

本件ADRの募集価格は、発行価格決定日の前日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値（発行価格決定日前日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）、日本円と米ドルとの為替レートを基礎として、下記1(4)に定める方法により決定されます（なお、本件オーバーアロットメントによる本件ADRの募集価格の総額は上限を示したものであり、本件ADRに対する需要状況により、減額し、あるいは本件オーバーアロットメントが実行されないことがあります）。

詳細は、下記「ご参考1．本件ADR募集、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集の規模について」をご覧ください。

記

1．本件ADR募集及び本件原株式募集の概要

(1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式500,000株を上限とします（※）。

（募集ADRの数） (2,500,000ADRを上限とします。投資家は、本件原株式に代えてADRの交付を受けるものとします。1ADRは、普通株式5分の1株を表章します(普通株式1株に対し5ADRとします)。)

Maxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLC（以下「主幹事引受証券会社」という。）による本件原株式の引受数は、平成25年4月23日（火）から同年4月29日（月）のいずれかの日に決定されます。

なお、本件ADR募集に伴い、その需要状況等を勘案し、本件ADRの数に0.15を乗じた数(375,000ADRを上限とし

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

ます。)を上限として本件オーバーアロットメント対象株式を原株とする本件ADRのオーバーアロットメントを行う場合があります、当該オーバーアロットメントに関連して主幹事引受証券会社を割当先として本件原株式の発行数に0.15を乗じた数(75,000株を上限とします。)を上限とする当社普通株式の本件オーバーアロットメント対象株式募集を行う場合があります(後記<ご参考>2.をご参照ください)。

(2)募集株式の払込金額の決定方法 本件原株式の払込金額は、本件ADRの発行価額に5を乗じた金額とします。

本件ADRの発行価額は、本件ADRの発行価格(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式に準じた方法で米国市場において行われるブックビルディングの方式により米ドル建てで決定される予定です。)から主幹事引受証券会社へのスプレッド分(引受手数料)を控除した額であり、本件ADRの発行価格と併せて米ドル建てにて発行価格決定日に決定されます。

(3)増加する資本金及び資本準備金の額 本件原株式の発行に関して増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とします。

(4)募集方法 本件原株式については、第三者割当の方法により、主幹事引受証券会社に対して買い取る権利が付与されます。主幹事引受証券会社間の割当比率は未定です。

主幹事引受証券会社が割り当てを受けた本件原株式は、The Bank of New York Mellon Corporation(以下「預託銀行」という。)に対して直ちに預託の方法で交付され、本件ADRの預託財産として預託銀行により保有されます。

本件原株式の発行価格(募集価格)は、本件原株式の払込

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書(英語)及びその訂正事項(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

金額と同額とし、本件ADRの発行価額に5を乗じた金額とします。

本件ADRは、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の預託を受けた預託銀行により発行され、主幹事引受証券会社との間で締結予定のUnderwriting Agreement（引受契約）に基づき主幹事引受証券会社により発行価額にて買取引受けされ、米国その他の海外市場において発行価格にて投資家向けに販売されます。

本件ADRの発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式に準じた方法で米国市場において行われるブックビルディングの方式により、発行価格決定日前日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値（発行価格決定日前日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切り捨て）に5分の1を乗じた金額を米ドルに換算した価格を仮条件として、需要状況及びその他の市場動向等を勘案した上で、発行価格決定日に米ドル建てで決定されます。

(5) 引 受 人 の 対 価 本件ADRの発行価格と本件ADRの発行価額との差額の総額が引受人である主幹事引受証券会社のスプレッド分となります。

その他、当社から主幹事引受証券会社に対して、本件ADR募集（本件オーバーアロットメント対象株式に係る本件ADR募集を除く）の発行価格の総額に0.01を乗じた金額が対価として引受人に支払われる予定です。また、150,000米ドルを上限として、本件ADR募集に関して生じた費用の主幹事引受証券会社による立替分が当社から主幹事引受証券会社に返還される予定です。さらに、当社普通株式を新株予約権の目的とする新株予約権の付与を主幹事引受証券会社に対して行うことを予定しています。

(6) 募 集 株 式 の 払 込 期 間 平成25年4月30日～平成25年5月17日

(7) 申 込 株 数 単 位 （未定です。）

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

(申 込 A D R 数 単 位)

(8) 当社は、代表取締役社長又はその選任する代理人に対し、本件ADR募集並びに本件原株式募集のために必要な一切の事項の決定を行う権限を付与します。

(※) 本件原株式募集における募集株式総数は、上限を示したものです。予定調達額である18,000,000米ドルを募集価格総額とする本件ADRの募集総数を裏付けるに必要な原株式数が上限値500,000株に満たなかった場合は、上限値から本件ADRの募集総数を裏付けるに必要な原株式数を控除した数の株式が失権することになります。ただし、上限値500,000株を発行した場合の調達額が18,000,000米ドルに満たない場合があります。

(注) 本件原株式の払込期間に関しては、上記のとおり平成25年4月30日から平成25年5月17日となっておりますが、現時点では、平成25年4月30日から平成25年5月2日ころ(ただし、最終的に定まる発行価格決定日によってはこれより遅いことがあります。)に払込みがなされることが想定されています。また、当社は、本件原株式における払込みがなされた場合には、速やかに開示する予定です。

2. 本件オーバーアロットメント対象株式募集の概要 (<ご参考> 2. をご参照ください)

(1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式75,000を上限とします。
(ただし、本件原株式の発行数に0.15を乗じた数を上限とします。)

(2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 本件ADRの発行価額と発行価格決定日に決定されます。
なお、払込金額は本件原株式の払込金額と同一とします。

(3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とします。

(4) 割 当 先 Maxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLC
(割当比率は未定です。)

(5) 募 集 株 式 の 払 込 期 間 平成25年4月30日～平成25年6月15日

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

(6) 申 込 株 数 単 位 (未定です。)

(7) 当社は、代表取締役社長又はその選任する代理人に対し、本件オーバーアロットメント対象株式募集のために必要な一切の事項の決定を行う権限を付与します。

(8) 本件ADR募集及び本件原株式募集が中止となる場合は、本件オーバーアロットメント対象株式募集も中止されます。

(注) なお、本件オーバーアロットメントの払込期間に関しては、上記のとおり平成25年4月30日から平成25年6月15日となっておりますが、現時点では、発行価格決定日に、本件オーバーアロットメントの実行の有無及びその規模についても決定され、本件原株式の払込みと同様、平成25年4月30日から平成25年5月2日ころに払込みがなされることが想定されています。また、当社は、本件オーバーアロットメントにおける払込みがなされた場合には、速やかに開示する予定です。

以 上

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. 本件ADR募集、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集の規模について

(1) 資金調達の規模について

当社は、本件ADR募集においては、本件原株式が原株となる本件ADRの募集において本件ADRの募集価格総額18,000,000米ドル、本件オーバーアロットメントによる本件ADRの募集において本件ADRの募集価格総額2,700,000米ドルまでの資金調達を予定しています（合計20,700,000米ドル）。

本件ADR募集については、具体的な本件ADR募集数を定めるのではなく、この調達予定金額（米ドル建て）を実際に調達できるように本件ADR募集数が定まります（ただし、本件オーバーアロットメントについては実行されないことがあります。また、本件ADRの募集上限数2,875,000ADRを発行した場合の調達額が18,000,000米ドルに満たない場合があります）。したがって、本件ADR発行価格決定の際に考慮される、当社普通株式の株価、日本円と米国ドルの為替レート及びディスカウント率により、本件ADR募集数は異なります。

(2) 実際の本件ADRの募集数及び株式の募集数の目安について

- ① 本件ADRの募集価格算出の基礎となる当社普通株式の株価を、平成25年4月8日現在の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値4,290円
- ② 日本円金額の米ドルへの換算を、株式会社三菱東京UFJ銀行により参考値として公表された平成25年4月8日現在の対顧客電信直物売買相場から算出した仲値1米ドル＝98.54円
- ③ 本件ADRの募集価格におけるディスカウント率を10%

とそれぞれ仮定した場合、1本件ADRが当社普通株式0.2株を表章することから、本件ADRの募集価格は、

$4,290円 \div 98.54 \times (1 - 0.10) \times 0.2 = 7.84$ 米ドル（小数点第三位を四捨五入）と算定されます。

本件ADRの募集価格を8.61米ドルと仮定した場合、本件オーバーアロットメント対象外の本件ADR募集数は

$18,000,000$ 米ドル $\div 7.84$ 米ドル = $2,295,918$ ADR（小数点以下切り捨て）と算出され（目安）、本件原株式の募集数は

$2,295,918 \times 0.2 = 459,183$ 株（小数点以下切り捨て）と算出されます（目安）。

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

また、本件オーバーアロットメント対象の本件ADR募集数が本件オーバーアロットメント対象外の本件ADR募集数に0.15を乗じた数をその上限とするため、本件オーバーアロットメント対象の本件ADR募集数は最大、

$$2,295,918 \text{ ADR} \times 0.15 = 344,387 \text{ ADR} \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

と算出され（目安）、本件オーバーアロットメント対象株式の募集数は最大、

$$344,387 \times 0.2 = 68,877 \text{ 株} \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

と算出されます（目安）。

以上より、上記ご参考1（2）① から③ の仮定に基づいた場合、本件ADRの実際の募集数は、本件オーバーアロットメント分を含めて

$$2,295,918 \text{ ADR} + 344,387 \text{ ADR} = 2,640,305 \text{ ADR} \text{ (目安)}$$

と算出でき、本件原株式と本件オーバーアロットメント対象株式の実際の募集数は、

$$459,183 \text{ 株} + 68,877 \text{ 株} = 528,060 \text{ 株} \text{ (目安)}$$

と算出できます。

（注）別段の記載がある場合を除き、本書において米ドルとは、米国で用いられている通貨を指します。また、日本円金額の米ドルへの換算は、株式会社三菱東京UFJ銀行により参考値として公表された平成25年4月8日現在の対顧客電信直物売買相場から算出した仲値1米ドル＝98.54円によってなされています。本書における日本円金額の米ドルへの換算は、この換算率によって便宜上なされているものであり、将来の換算率を表すものではありません。

2. オーバーアロットメントによる本件ADR募集について

主幹事引受証券会社は、本件ADR募集に伴い、その需要状況等を勘案し、本件ADRの発行数に0.15を乗じた数を上限として、本件オーバーアロットメントを行う場合があります。

当社は、本件オーバーアロットメントによる本件ADR募集に関連して、平成25年4月9日開催の取締役会において、主幹事引受証券会社を割当先として本件原株式の実際の発行数に0.15を乗じた数を上限とする当社普通株式の本件オーバーアロットメント対象株式募集を行うことを決議しました。

ただし、主幹事引受証券会社は、本件ADR募集の需要状況等を勘案し、本件オーバーアロットメント対象株式募集における発行数の一部又は全部につき申込みを行わない場合があります。その結果、失権により本件オーバーアロットメント対象株式募集における最終的な発行数がその限度で減少し又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

3. 本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,193,136株	(平成25年4月8日現在)
本件原株式募集による増加株式数	459,183株	(注1)
本件原株式募集後の発行済株式総数	3,611,254株	(注1)
本件オーバーアロットメント対象株式募集による増加株式数	68,877株	(注2)
本件オーバーアロットメント対象株式募集後の発行済株式総数	3,721,196株	(注2)

(注1) 上記「ご参考 1. 本件ADR募集、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集の規模について」(2)に記載の本件原株式の募集数に基づく数値であり、実際の増加株式数はこれと異なる可能性があることにご注意ください。

(注2) 上記「ご参考 1. 本件ADR募集、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集の規模について」(2)に記載の本件原株式の募集数及び本件オーバーアロットメント対象株式の募集数に基づく数値であり、実際の増加株式数はこれと異なる可能性があることにご注意ください。

(注3) 発行済株式総数は、下記「ご参考 8. その他」(2)記載のとおり、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集の募集価格合計額は、本件オーバーアロットメントがすべて実行された場合、20,700,000米ドル(約2,039,778,000円)となります。当社は、そのうちの手取額については、平成26年3月期に予定しているテクノロジーセンター設置及び次世代Lit i View開発などのテクノロジー投資並びにデータセンター拡充などの投資目的に使う予定です。

(注1) 株式会社三菱東京UFJ銀行により参考値として公表された平成25年4月8日現在の対顧客電信直物売相場から算出した仲値1米ドル=98.54円に基づいて計算しております。

(注2) 上記の募集価格合計額から、上記1(5)引受人の対価に記載の金額(新株予約権分は除く。)、SECへ支払う費用、NASDAQへ支払う費用、米国金融取引業規制機構(FINRA)に支払う費用、印刷費用、法律事務所に支払う費用及び会計事務所に支払う費用等が差し引かれた金額が、当社の実際の手取額となります。

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書(英語)及びその訂正事項(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

(注3) 上記注2に記載の各費用の概算額については、詳細が判明次第、開示を行う予定です(本件ADRのNASDAQ上場日ころを予定しています)。また、テクノロジーセンター設置及び次世代Lit i View開発などのテクノロジー投資、並びにデータセンター拡充に対する投資に対する、それぞれの投資予定金額についての詳細も、決定次第開示を行う予定です(平成25年5月以降を予定しています)。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金は、成長戦略を推進するための投資資金に充当する予定であり、また、本件ADRのNASDAQへの上場が米国でのブランド力と信用力の向上にも寄与することから、今後の当社の収益拡大が図られるものと考えております。

5. 本件ADR募集、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集数に関する今後の予定

平成25年4月23日(火)～
平成25年4月29日(月)のいずれか
の日(日本時間)

: 本件ADR募集価格並びに本件原株式募集価格及び本件原株式引受数の決定日

発行価格決定日と同日又はその翌日
(NY時間)

: 本件ADRのNASDAQ上場日

平成25年4月30日(火)～
平成25年5月17日(金)(日本時間)

: 本件原株式についての払込期間

平成25年4月30日(火)～
平成25年6月15日(土)(日本時間)

: 本件オーバーアロットメント対象株式についての払込期間

(注1) 上記「本件原株式引受数の決定」とは、本件原株式募集に係る本日付の取締役会決議の内容が変更することを意味するものではありません。

(注2) 当社がNASDAQによる本件ADRの上場承認を受けられるのは、本件ADRのNASDAQ上場日の直前を予定しております。

ご注意: この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書(英語)及びその訂正事項(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行価額は、米ドル建てで決定される本件ADRの発行価額に5を乗じた金額となります。本件ADRの発行価額は、主幹事引受証券会社が本件ADRを買い取る際の価額であり、本件ADRの発行価格（募集価格）から主幹事引受証券会社へのスプレッド分を減じた金額となります。本件ADRの発行価格は、米国市場において、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式によるものとし、発行価格決定日前日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値（発行価格決定日前日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）に5分の1を乗じた金額を米ドルに換算した価格を仮条件として、需要状況及びその他の市場動向等を勘案したうえで、発行価格決定日に米ドル建てで決定されます。

したがって、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行価額は、日本において一般的に行われているブックビルディング方式と同様の公正な方法に基づいて決定されるものであり、当社は、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集が会社法の定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本件ADR募集に伴って発行される本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の合計数を、上記「ご参考 1. 本件ADR募集、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集の規模について」（2）に記載のとおり、528,060株（議決権52,806個）を目安としています。この数値に基づく場合、本件ADR募集に伴って発行される本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行合計数は、平成25年4月8日現在の当社の発行済普通株式総数3,193,136株（平成25年1月4日現在の総議決権数319,285個）に対する割合が16.54%（議決権における割合16.54%）となります。

当社は、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集が以下の理由により必要であり、かつ、それらに伴って発行される当社普通株式の数量及び希薄化の規模がいずれも合理的であると考えております。

- ① 当社の米国内での信用力及びブランド力の向上並びに当社の米国市場その他の海外市場における新たな投資家層の獲得に資すると考えている本件ADR募集のために必要な株式募集であること。

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

- ② 当社の技術力向上及びグローバル・インフラストラクチャーの充実のために投資を行い、当社の成長に資する本件ADR募集のために必要な株式募集であること。
- ③ 本件ADRに十分な流動性を創出させる観点から必要な株式募集であること。

7. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を当社グループ経営の重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に努めつつ、業績に応じた配当を継続的に行う事を基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に当たっての考え方は、上記(1)のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

主として成長戦略のための投資資金として活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	△808.42 円	1,237.55 円	491.34 円
1 株当たり年間配当金	—	30 円	100 円
実績連結配当性向	—	2.4%	20.4%
自己資本連結当期純利益率	△100.8%	103.7%	69.4%
連結純資産配当率	—	1.7%	11.2%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純損益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。なお、当社は、平成23年10月1日付及び平成24年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益を算出しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純損益を自己資本（期首の新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計と期末の新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

の1株当たり連結純資産の部合計と期末の1株当たり連結純資産の部合計の平均) で除した数値です。

8. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりです。なお、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集後の発行済株式総数3,721,196株に対する下記の新株式発行予定残数合計の比率は、3.1%となる見込みです。

(注) 発行済株式総は、上記「ご参考 1. 本件ADR募集、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集の規模について」(2)に記載の本件原株式の募集数(目安)及び本件オーバーアロットメント対象株式の募集数(目安)に基づく数値です。

新株予約権の状況(平成25年4月8日現在)

発行決議日 ／決定日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の 払込金額	資本 組入額	行使期間
平成17年1月12日	0株	500円	250円	自 平成19年2月10日 至 平成22年2月9日
平成18年1月10日	0株	500円	250円	自 平成20年1月27日 至 平成23年1月26日
平成18年2月14日	0株	500円	250円	自 平成20年3月16日 至 平成23年3月15日
平成22年6月17日	20,000株	391円	196円	自 平成25年6月18日 至 平成28年6月17日
平成23年4月28日	80,000株	2,203円	1,102円	自 平成26年4月29日 至 平成29年4月28日
平成24年6月1日	16,000株	8,096円	4,048円	自 平成27年6月22日 至 平成30年6月21日

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書(英語)及びその訂正事項(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況その他の業績

①エクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による転換社債型新株予約権社債の発行

払 込 期 日	平成 22 年 4 月 12 日
調 達 資 金 の 額	275,000,000 円（差引手取概算額）
転 換 価 額	1,565 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	581,000 株
割 当 先	オリンパス株式会社 額面 220,000,000 円 株式会社フォーカスシステムズ 額面 80,000,000 円
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数 (募 集 時)	191,693 株
現 時 点 に お け る 転 換 状 況 (行 使 状 況)	既に全額が当社普通株式に転換されました。
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	システム販売等の新規事業参入のための開発及び設備投資（220 百万円）、並びに既存事業強化のための開発及び設備投資（55 百万円）。
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	システム販売等の新規事業参入のための開発及び設備投資、並びに既存事業強化のための開発及び設備投資に全額充当しました。

②最近の株価の状況

(ア) 過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成23年 3 月期	平成24年 3 月期	平成25年 3 月期
始 値	1,459 円	9,640 円	8,800 円
高 値	11,950 円	26,550 円	9,350 円
安 値	404 円	6,500 円	3,720 円
終 値	9,760 円	9,100 円	4,440 円

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

(イ) 最近6か月間の状況 (単位：円)

	平成24年 11月	平成24年 12月	平成25年 1月	平成25年 2月	平成25年 3月	平成25年 4月
始 値	6,860	6,840	5,890	5,860	4,510	4,395
高 値	8,320	6,920	6,660	6,170	5,620	4,715
安 値	6,270	5,540	5,780	3,720	4,185	3,980
終 値	6,770	5,800	5,830	4,510	4,440	4,290

(ウ) 発行決議日前営業日における株価

	平成 25 年 4 月 8 日
始 値	4,200 円
高 値	4,300 円
安 値	4,105 円
終 値	4,290 円

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。
2. 当社は、平成23年10月1日付及び平成24年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。
3. 平成25年4月の株価については、平成25年4月8日現在で表示しております。

③最近3年間の業績

	平成22年3月 (第7期)	平成23年3月 (第8期)	平成24年3月 (第9期)
連結売上高 (千円)	945,453	2,704,831	5,132,849
連結経常利益 (千円)	△222,609	1,012,513	2,286,243
連結当期純利益 (千円)	△463,795	729,988	1,305,073

(注) 売上高に消費税等は含まれていません。

(4) 本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の割当予定先の概要

① 割当予定先の概要

本件ADR募集に際し、当社は、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式を Maxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLCに対して割り当てる予定です。 Maxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLCの概要は、以下のとおりです。

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

(ア) Maxim Group LLC

(1) 名 称	Maxim Group LLC
(2) 所 在 地	405 Lexington Avenue, New York, NY 10174, United States
(3) 代表者の役職・氏名	(役職) Chairman and Chief Executive Officer (氏名) Michael Rabinowitz
(4) 事 業 内 容	証券業
(5) 資 本 金	19,800,659 米ドル
(6) 設 立 年 月 日	2002 年 4 月 10 日
(7) 発 行 済 株 式 数	—
(8) 決 算 期	12 月
(9) 従 業 員 数	325 人
(10) 主 要 取 引 先	—
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	Maxim Partners (92%)
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	本件 ADR の NASDAQ への上場準備に関し、割当予定先は、平成 24 年 1 月 4 日作成の Engagement Letter に基づき、当社のデューデリジェンス、競合や産業の分析、他の証券会社などを組織して見込みのある投資家のリサーチと紹介、投資家へのロードショー設定、資料作成や株価設定のためコンサルティング等を行っております。また、本件 ADR 募集に関しまして、Underwriting Agreement (以下「本件引受契約」という。)を締結する予定です。

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態		(単位：米ドル)		
決算期		平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
連 結 純 資 産		17,434,069	19,916,408	19,242,171
連 結 総 資 産		40,541,791	43,286,316	38,193,319
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (米 ド ル)		—	—	—
連 結 売 上 高		—	—	—
連 結 営 業 利 益		—	—	—
連 結 経 常 利 益		—	—	—
連 結 当 期 純 利 益		—	—	—
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (米 ド ル)		—	—	—
1 株 当 たり 配 当 金 (米ドル)		—	—	—

(イ) The Benchmark Company, LLC

(1) 名 称	The Benchmark Company, LLC
(2) 所 在 地	40 Fulton Street, 19th Floor, New York, NY 10038, United States
(3) 代表者の役職・氏名	(氏名) J. Richard Messina
(4) 事 業 内 容	証券業
(5) 資 本 金	145,122 米ドル (資本準備金含む)
(6) 設 立 年 月 日	1988 年 6 月 22 日
(7) 発 行 済 株 式 数	—
(8) 決 算 期	12 月
(9) 従 業 員 数	100 人以上
(10) 主 要 取 引 先	—
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	Adam Gordon (同社共同 CEO、50%以上)

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係		当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。	
人 的 関 係		当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
取 引 関 係		本件 ADR の NASDAQ への上場準備に関し、割当予定先は、平成 24 年 1 月 4 日作成の Engagement Letter に基づき、当社のデューデリジェンス、競合や産業の分析、他の証券会社などを組織して見込みのある投資家のリサーチと紹介、投資家へのロードショー設定、資料作成や株価設定のためコンサルティング等を行っております。また、本件 ADR 募集に関しまして、本件引受契約を締結する予定です。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況		当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：米ドル)			
決算期	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
連 結 純 資 産	1,213,683	724,692	485,082
連 結 総 資 産	10,080,191	9,891,758	9,960,584
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (米 ド ル)	—	—	—
連 結 売 上 高	—	—	—
連 結 営 業 利 益	—	—	—
連 結 経 常 利 益	—	—	—
連 結 当 期 純 利 益	—	—	—
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (米 ド ル)	—	—	—

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

1株当たり配当金(米ドル)	—	—	—
---------------	---	---	---

(注1) 両割当予定先に関する、1株当たり連結純資産(米ドル)、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、連結当期純利益、1株当たり連結当期純利益(米ドル)、1株当たり配当金(米ドル)についての情報は、当社に対して開示されておらず、当社も保有しておりません。

(注2) 当社は、両割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

② 引受契約における新株予約権の付与(予定)

当社は、上記「1. 本件ADR募集及び本件原株式募集の概要(5) 引受人の対価」に記載のとおり、割当予定先に対して、当社の新株予約権を付与することを予定しています。当該新株予約権の対象となる当社普通株式の株式数は、主幹事引受証券会社2社合計で、本件ADR発行数(ただし、本件オーバーアロットメント対象株式を表章する本件ADRの発行数は除く)の4%を5で除した数を予定しています。

本書提出の段階では、当該新株予約権の行使価額をはじめ、募集事項が定まっていないため、当社は、当該新株予約権の第三者割当についての取締役会決議を行っておりません。ただし、取締役会により当該新株予約権の募集事項を決議した場合には、開示を行う予定です。

(5) 預託銀行の概要

本件ADR募集に際し、主幹事引受証券会社は、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式を預託銀行であるThe Bank of New York Mellonに対し預託する予定です。The Bank of New York Mellonの概要は以下のとおりです。

(1) 名 称	The Bank of New York Mellon
(2) 所 在 地	One Wall Street, New York, NY 10286, United States
(3) 代表者の役職・氏名	(役職) Chairman and CEO (氏名) Gerald L. Hassell
(4) 事 業 内 容	銀行業
(5) 資 本 金	353.6 億ドル(2012年12月31日現在)
(6) 設 立 年 月 日	1784 年
(7) 発 行 済 株 式 数	1,163,490,341 株

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書(英語)及びその訂正事項(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

(8)	決 算 期	12 月		
(9)	従 業 員 数	(連結) 49,500 人		
(10)	主 要 取 引 先	—		
(11)	主 要 取 引 銀 行	—		
(12)	大株主及び持株比率	Davis Selected Advisors, L.P. 8.17 % MFS Investment Management 5.86 % Dodge & Cox 5.33 % The Vanguard Group, Inc. 4.49 % State Street Global Advisors (SSgA) 4.36 %		
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は当該会社との間で、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式を預託財産とする本件 ADR の発行、並びに本件 ADR の保有者の権利の保全に関する預託契約を締結予定です。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万米ドル)			
	決算期	2010年12月期	2011年12月期	2012年12月期
	連 結 純 資 産	32,354	33,417	35,363
	連 結 総 資 産	247,259	325,266	358,990
	1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (米 ド ル)	26.06	27.62	30.39
	連 結 売 上 高	13,875	14,730	14,555

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

連 結 営 業 利 益	3,694	3,617	3,302
連 結 経 常 利 益	2,647	2,569	2,523
連 結 当 期 純 利 益	2,518	2,516	2,445
1 株当たり連結当期純利益 (米 ド ル)	2.05	2.03	2.03
1 株当たり配当金(米ドル)	0.36	0.48	0.52

(6) 割当予定先を選定した理由

当社は、本件ADRのNASDAQへの上場を企図しており、当該上場を実現するために、NASDAQへ上場を行うことに関しての知識、経験、実績（特に、テクノロジー関連企業の有価証券の公募、アジアを拠点にする企業の公募）等を考慮し、Maxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLCを主幹事引受証券会社を選定しました。本件ADR募集を行うためには、主幹事引受証券会社であるMaxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLCを割当先とする本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集を行うことが必要であったことから割当予定先といたしました。

なお、割当予定先間における各割当数は、現時点では未定です。

(7) 割当予定先の保有方針

割当予定先は、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式のすべてを、直ちに預託銀行に対して交付します。預託銀行は、預託契約に従い、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式を預託財産として本件ADRを発行する預託銀行であり、本件ADRを保有する投資家のために、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式を保有し続けます。ただし、預託契約の規定に従い、本件ADRを保有する投資家が、本件ADRに代えてその表章する当社普通株式の交付を請求して交付を受けた場合などはこの限りではありません。

(8) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である主幹事引受証券会社が当社に対して払い込む金額は、本件ADR募集価格の総額からスプレッド分を控除した額であり、投資家から割当予定先に対して本件ADR募集に際して支払われる金銭をその原資とします。

当社は、Engagement Letter 作成日以降の本件ADRのNASDAQ上場に向けた割当予定先による当社へのサービス内容、割当予定先が米国金融取引業規制機構（FINRA）に加入しており本件ADRのNASDAQ上場に向けた当社へのサービス内容を含めてFINRAによる一定の監督下にあることを確認することにより、本件ADR募集が確実に実行され、それに

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

に伴い、割当予定先が上記原資を確実に取得し、当社に対して確実に支払いを行うものと見込んでおります。したがって、当社は、基本的に本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の引受価額の総額の払込みについて、確実性があるものと判断しております。

(9) 企業行動規範上の手続に関する事項

主幹事引受証券会社への本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(注) 本件ADR募集に伴って発行される本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式がそれぞれ上限まで発行されたと仮定した場合（合計575,000株）、本件ADR募集に伴って発行される本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行合計数は、平成25年4月8日現在の当社の発行済普通株式総数3,193,136株（平成25年1月4日現在の総議決権数319,285個）に対する割合が18.01%（議決権における割合18.01%）となります。

(10) ロックアップについて

当社と主幹事引受証券会社との間で締結予定の本件引受契約において、当社並びに当社執行役員、取締役及び監査役が、本件ADR募集に係る目論見書の作成日以降180日、主幹事引受証券会社が書面による事前の承諾をした場合その他の限られた場合を除いて、本件ADR若しくは当社株式、又は本件ADR若しくは当社株式に転換若しくは交換できる証券の発行、販売及び処分等を行わない旨の条項が設けられる予定です。

(11) 大株主の持株比率

募集前（平成 25 年 1 月 4 日現在）	
守本正宏	21.67%
株式会社フォーカスシステムズ	9.34%
池上成朝	8.52%
日本トラスティサービス信託銀行株式会社（信託口）	8.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.96%
林純一	2.06%
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505041	1.56%

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	1.40%
(常任代理人 みずほコーポレート銀行決済営業部)	
神林忠弘	1.34%
松井証券株式会社	1.28%

(注) 割当予定先は、長期保有を目的として本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式を取得するものではありません。したがって、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

(12) 今後の見通し

今回のNASDAQ上場に伴うADR募集による平成26年3月期の業績への影響は軽微なものであり、業績予想への影響はございません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。